

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（厚生労働一〇六）

〔告 示〕

○厚生労働大臣が定める施設基準等の一部を改正する告示（厚生労働二九一）

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

九 聖 興 興

省 令

○厚生労働省令第六六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十四条第一項及び第二項、第七十八条の四第一項及び第二項、第八十八条第一項及び第二項、第九十七条第一項から第三項まで、第一百零一条第一項及び第二項並びに第一百五十五条の四第一項及び第二項並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十八日

厚生労働大臣 細川 律夫

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六節 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
この節の趣旨及び基本方針（第四百四十条の十四・第四百四十条の十五）
第二款 設備に関する基準（第四百四十条の十六・第四百四十条の十七）
第三款 運営に関する基準（第四百四十条の十八・第四百四十条の十九）

目次中

第六節 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
を「第六節 削除」に改め、
第一款 この節の趣旨及び基本方針（第四百五十条の十五）
第二款 設備に関する基準（第四百五十条の十六）
第三款 運営に関する基準（第四百五十条の十七）
を削る。

基本方針並びに設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）
第十三・第四百五十条の十四）
を削る。
百五十五条の二十二）
を削る。

第二百二十三条第二項中「場合」の下に「又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第四百四十条の四に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合」を加える。

第九章第六節を次のように改める。
第六節 削除
第四百四十条の十四から第四百四十条の二十五まで 削除

第四百四十三条第一項第一号中「及び一部ユニット型介護老人保健施設（同令第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。）を削り、同項第二号中「及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設（同令第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設をいう。）」を削り、同項第三号中「除く。」の下に「である」を加える。

第十章第六節を削る。
（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）
第二条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六章 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第一節 この章の趣旨及び基本方針（第五十条・第五十一条）
第二節 設備に関する基準（第五十二条）
第三節 運営に関する基準（第五十三条・第六十一条）
を削る。

目次中
第一節 この章の趣旨及び基本方針（第五十条・第五十一条）
第二節 設備に関する基準（第五十二条）
第三節 運営に関する基準（第五十三条・第六十一条）
を削る。

三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十五年特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「特別養護老人ホーム基準」という。）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームを除く。）であつて、この省令の施行後に特別養護老人ホーム旧基準第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）のうち、介護保険法第四十八条第一項の指定を受けている介護老人福祉施設であるものについては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることのできる。

2 この省令の施行の際現に老人福祉法第十五条の規定により設置されている地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、特別養護老人ホーム旧基準第六十四条に規定する一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームであるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の地域密着型特別養護老人ホームであつて、この省令の施行後に特別養護老人ホーム旧基準第六十四条に規定する一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。）のうち、介護保険法第四十二条の二の指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であるものについては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることのできる。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）
 第七条 指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、この省令による改正前の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定地域密着型サービス旧基準」という。）第七十条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設であるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、この省令の施行後に指定地域密着型サービス旧基準第七十条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることのできる。

2 この省令の施行の際現に指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三十一条第四項に規定する本体施設（以下「本体施設」という。）である一部ユニット型指定介護老人福祉施設については、この省令の施行後入所定員の減少により指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）となつた場合においても、当分の間、本体施設とみなす。

3 この省令の施行の際現に一部ユニット型指定介護老人福祉施設に併設されている指定居室サービスに該当する短期入所生活介護の事業所又は介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業所であつて、この省令の施行後に第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設に併設され、その利用定員が当該第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、指定地域密着型サービス基準第三十一条第十四項の規定は、適用しない。

4 この省令の施行の際現に一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設されている指定居室サービスに該当する短期入所生活介護の事業所又は介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業所であつて、この省令の施行後に第二変更後指定地域密着型介護老人福祉施設（当該一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のうち、この省令の施行後に指定地域密着型介護老人福祉施設となり、かつ、入所定員が減少したものをいう。以下同じ。）に併設され、その利用定員が当該第二変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、指定地域密着型サービス基準第三十一条第十四項の規定は、適用しない。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う経過措置）
 第八条 この省令の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する介護予防短期入所生活介護の事業所を行つている事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）であつて、この省令による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス等旧基準」という。）第六十七條第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、この省令の施行後に指定介護予防サービス等旧基準第六十七條第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所となるものを含む。）については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることのできる。

2 この省令の施行の際現に指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護の事業を行つている事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）であつて、指定介護予防サービス等旧基準第二百十八條第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、この省令の施行後に指定介護予防サービス等旧基準第二百十八條第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。）であるものについては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることのできる。

（老人福祉法施行規則の一部改正）
 第九条 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。
 第二条第一項第五号イ中「又は第四十五条」を削る。
 （地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正）
 第十条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改める。
 第五条第三号中「又は同令第四十三條に規定する一部ユニット型特別養護老人ホーム（以下この号において「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）及び「又は一部ユニット型特別養護老人ホーム」を削る。

（介護保険法施行規則の一部改正）
 第十一条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
 第三十五条第三項第二号中「及び第六十一条」を削り、同項第三号及び第四号中「及び六十二条」を削り、同項第五号中「及び第六十一条」を削り、同項第三号及び第四号中「及び六十二条」を削り、同項第五号中「及び第六十一条」を削る。
 第一百二十一条第一項第十三号中「及び第四十條の二十五」を削る。
 第一百三十一条の八号中「及び第六十條」及び「及び第六十一条」を削る。
 第一百三十四条第一項第十四号中「及び第六十一条」を削る。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）
 第十二条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第七号）の一部を次のように改正する。
 附則第二条中「又は第四章」を削る。
 附則第三条第一項中「又は一部ユニット型特別養護老人ホーム」を削り、同条第三項を削る。
 （指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）
 第十三条 指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。
 附則第三条中「又は第六節」を削る。
 附則第四条第一項中「又は一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」を削り、同条第三項を削る。

（指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）
 第十三条 指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。
 附則第三条中「又は第六節」を削る。
 附則第四条第一項中「又は一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」を削り、同条第三項を削る。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部改正)
第十四条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十五年厚生労働省令第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三條中「又は第六章」を削る。
附則第四條第一項中「又は一部ユニット型指定介護老人福祉施設」を削り、同条第三項を削る。
(厚生労働省関係構造改革特別区域法第二條第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正)
第十五条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二條第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二(第五條関係)

Table with 2 columns: 事業所又は施設 (Facilities) and 規定 (Regulations). It lists various types of care facilities and their corresponding regulatory references.

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正)
第十六条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成十七年厚生労働省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五條中「又は第六章」を削る。
附則第六條第一項中「又は一部ユニット型介護老人保健施設」を削り、同条第三項を削る。
附則第七條中「又は第六章」を削る。
附則第八條第一項中「又は一部ユニット型指定介護療養型医療施設」を削り、同条第三項を削る。

(検討)
第十七條 厚生労働大臣は、この省令の施行後、ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)の基準第三十二條に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)の基準第六十條に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。特別養護老人ホーム(老人福祉法第二十二條の五に規定する特別養護老人ホーム)をいう。ユニット型特別養護老人ホームを除く。及び地域密着型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)の基準第十二條第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。の整備の状況等を勘案し、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

告示

○厚生労働省告示第百九十一号
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十三年九月一日から適用する。

平成二十三年八月十八日
厚生労働大臣が定める施設基準等の一部を改正する告示
(厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正)
第一 厚生労働大臣が定める施設基準(平成十二年厚生省告示第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七号イ中「当該指定短期入所生活介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分(指定居宅サービス基準第四十條の十五に規定するユニット部分)をいう。以下ハにおいて同じ。」以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数を削り、同号ロ(1)中「当該指定短期入所生活介護事業所が、一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数及び当該特別養護老人ホームのユニット部分(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)以下「特別養護老人ホーム基準」という。)第四十四條に規定するユニット部分をいう。以下(2)及び(3)において同じ。」以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数を削り、同号ロ(2)中「指定居宅サービス基準第二十一條第五項」を「指定居宅サービス基準第四十二條第四項」に改め、(併設本体施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員を含む。))を削り、同号ハ中「当該指定短期入所生活介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数を削り、同号二(1)中「当該指定短期入所生活介護事業所が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数及び当該特別養護老人ホームのユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数」を削り、同号二(2)中「併設本体施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員を含む。))」を削る。
第八号イ中「特別養護老人ホーム基準第三十二條」を「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)以下「特別養護老人ホーム基準」という。)第三十二條」に改める。

社施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数を削り、同号ロ(1)中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数を削り、同号ロ(2)中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数を削る。」

第三十七号イ(2)中「当該指定介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。))第五十一条に規定するユニット部分(以下この号において同じ)以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数を削り、「指定介護老人福祉施設基準第二項第三項」を「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。))第二項第三項」に改め、同号ハ(2)中「当該指定介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数を削る。」

第四十五号イ(1)中「当該指定介護老人保健施設が、一部ユニット型指定介護老人保健施設である場合にあつては、当該指定介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該指定介護老人保健施設のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数を削り、同号ロ(1)中「当該指定介護老人保健施設が、一部ユニット型指定介護老人保健施設である場合にあつては、当該指定介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数を削る。」を削る。」

(厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部改正)

第二 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三号ロ中「当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分(指定居室サビス基準第百四十条の十五に規定するユニット部分)において同じ)以外の部分に係る指定居室サビス基準第百二十一條に規定する介護職員又は看護職員の員数を削り、同号ハ中「及び一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第四十四条に規定するユニット部分)」一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)以下「介護老人保健施設基準」という。))第五十二条に規定するユニット部分)並びに「及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット部分(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。))第五十二条に規定するユニット部分)及び一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分」を削り、同号ニ中「当該指定短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る指定居室サビス基準第百二十一條に定める介護職員又は看護職員の員数を削り、同号ホ中「及び一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分」を削る。」

第四号イ(2)の表以外の部分中「及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分」を削り、同号イ(2)の表中「当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居室サビス基準第百四十二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分(指定居室サビス基準第百五十五条の十四に規定するユニット部分)をいう。以下この号において同じ)以外の部分について、指定居室サビス基準第百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。」を削り、同号イ(3)の表以外の部分中「及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分」を削り、同号イ(3)の表中「当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居室サビス基準第百四十二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。」を削り、同号ロ(2)の表以外の部分中「及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分」を削り、同号ロ(2)の表中「当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居室サビス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員の員数を削る。」

「当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分(指定居室サビス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員の員数を削る。))を削り、同号ロ(3)の表以外の部分中「及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分」を削り、同号ロ(3)の表中「当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居室サビス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員の員数を削る。」

「当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居室サビス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員の員数を削る。」

「当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居室サビス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員の員数を削る。」

介護職員を置いていない場合を含む。」を削り、同号ロ(2)の表以外の部分中「及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分」を削り、同号ロ(2)の表中「当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合において、同条に定める員数の百分之六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分及び介護職員を置いていない場合を含む。」、「当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合において、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分及び介護職員を置いていない場合を含む。」、「当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合において、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分及び介護職員を置いていない場合を含む。」、「当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合において、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分及び介護職員を置いていない場合を含む。」を削り、同号ロ(2)の表中「当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合において、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分及び介護職員を置いていない場合を含む。」を削り、同号ロ(2)の表中「当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合において、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分及び介護職員を置いていない場合を含む。」を削り、同号ロ(2)の表中「当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合において、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分及び介護職員を置いていない場合を含む。」を削る。

第三 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(一部改正)
第九号の一部を次のように改正する。

第五号ハ(1)ロ(中)「一部ユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設)の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。」にあっては、入所定員が三十一人以上であり、かつ、ユニット部分以外の部分の定員が五十人以上であること。」を削り、同号ハ(2)ロ(中)「一部ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、入所定員が三十人以上であり、かつ、ユニット部分以外の部分の定員が五十人以上であること。」を削り、同号ハ(3)ロ(中)「一部ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、入所定員が三十一人以上であり、かつ、ユニット部分以外の部分の定員が五十人以上であること。」を削り、同号ハ(4)ロ(中)「一部ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、入所定員が三十人以上であり、かつ、ユニット部分以外の部分の定員が五十人以上であること。」を削る。

公告

審判官

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者に対する財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成23年(ワ)第11222号
埼玉厚川市本町3丁目2-21-201
債務者 水谷 悦夫

- 1 決定年月日時 平成23年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小坂 俊介
- 4 破産債権の届出期間 平成23年9月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成23年10月7日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 平成23年10月7日まで
東京地方裁判所民事第20部

- 平成23年(ワ)第11223号
埼玉厚川市本町3丁目2-21-201
債務者 水谷和江子
- 1 決定年月日時 平成23年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小坂 俊介
- 4 破産債権の届出期間 平成23年9月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成23年10月7日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 平成23年10月7日まで
東京地方裁判所民事第20部

- 平成23年(ワ)第929号
東京都青梅市長淵4丁目374番地の1クラン
ツ東青梅1番館902号
債務者 山野辺直子
- 1 決定年月日時 平成23年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 持田 光則
- 4 破産債権の届出期間 平成23年9月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成23年10月21日午前10時15分
- 6 免責意見申述期間 平成23年10月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

- 平成23年(ワ)第930号
東京都青梅市長淵4丁目374番地の1クラン
ツ東青梅1番館902号
債務者 福岡 良二
- 1 決定年月日時 平成23年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 持田 光則
- 4 破産債権の届出期間 平成23年9月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成23年10月11日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 平成23年10月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

- 平成23年(ワ)第243号
佐賀県佐賀市鶴島町大字八戸津388番地2
債務者 西山廣佐野
- 1 決定年月日時 平成23年8月2日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池田元太郎
- 4 破産債権の届出期間 平成23年9月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成23年10月13日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 平成23年10月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

- 平成23年(ワ)第183号
広島県福山市大谷台1丁目17番11号
債務者 山本 忍
- 1 決定年月日時 平成23年8月5日午後0時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塚本 義政
- 4 破産債権の届出期間 平成23年9月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成23年10月21日午前10時15分
- 6 免責意見申述期間 平成23年10月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

- 平成23年(ワ)第930号
東京都青梅市長淵4丁目374番地の1クラン
ツ東青梅1番館902号
債務者 福岡 良二
- 1 決定年月日時 平成23年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 持田 光則
- 4 破産債権の届出期間 平成23年9月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成23年10月11日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 平成23年10月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

- 平成23年(ワ)第243号
佐賀県佐賀市鶴島町大字八戸津388番地2
債務者 西山廣佐野
- 1 決定年月日時 平成23年8月2日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池田元太郎
- 4 破産債権の届出期間 平成23年9月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成23年10月13日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 平成23年10月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係